

上海市人民政府

杨雄市长：

抄送：上海市商务委员会

抄送：中国（上海）自由贸易试验区管理委员会

谨祝冬安。

我们三方已归纳日资企业就“中国（上海）自由贸易试验区”制度设计方面的建议以及进一步放宽限制的愿望，现已编制成书面建议，谨请参见随附材料。

为了本建议书的编制，上海日本商工俱乐部内部成立了专门工作组，同时在当地日企齐心协力、日本贸易振兴机构上海代表处与日本国驻上海总领事馆的携手合作下，编制了建议书。

本建议书中涵盖汇总了来自日资企业的诚恳意见，恳请贵方将之做为“日资企业心声”予以接受采纳，同时期待能对今后制度设计方面大有帮助，从而吸引更多的日资企业落户发展。

这次的建议书是去年 11 月份提交至上海市人民政府以及有关部门信函的后续材料。在随附材料内容的基础上，今后围绕“投资、贸易、金融领域的制度创新”、“政府职能转换”、“建设公平、开放、透明的市场”这三大主题，我方希望与贵市共同举办交流会，进行积极深入的探讨。

综上所述，恳请贵方给予支持配合为感。顺致敬意。



上海日本商工俱乐部理事长

伊藤 幸孝



日本贸易振兴机构上海事务所首席代表

三根 伸太郎

日本国驻上海总领事

小原 雅博



上海市人民政府

楊雄市長：

CC：上海市商務委員会

CC：中国（上海）自由貿易試験区管理委員会

（時候の挨拶）

「中国（上海）自由貿易試験区」の制度設計に対する当地日系企業の提言や一段の規制緩和措置に関する要望事項等を取りまとめましたところ、別添にて提出いたします。

本要望書の作成にあたっては、上海日本商工クラブ内にタスクフォースを立ち上げて、当地日系企業が一丸となり、日本貿易振興機構上海代表処及び在上海日本国総領事館と連携して進めてまいりました。

日系企業の率直な意見を求めて作成された本要望書を、「日系企業の声」として受けとめていただき、今後の制度設計に是非とも反映され、より多くの日系企業の進出につなげていかれることを期待しております。

今般の要望書は、昨年11月に上海市政府及び関係機関に提出した書簡に続くものです。別添を基に、今後、「投資・貿易・金融分野の制度のイノベーション」、「政府機能の転換」、「公平開放透明な市場建設」の3点を主要テーマとして、関係当局との間で議論を深められるような交流会を開催したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2014年12月19日

上海日本商工クラブ理事長
伊藤 幸孝

ジェトロ上海事務所首席代表
三根 伸太郎

在上海日本国総領事
小原 雅博

关于中国（上海）自由贸易试验区的建议书

2014年12月19日
上海日本商工俱乐部
JETRO 上海事务所
驻上海日本国总领事馆

在中国（上海）自由贸易试验区顺利发展、中国经济逐步开放且势头良好的背景下，对于日本乃至全世界的投资者而言，都希望试验区能够提供更加公平且透明的环境，带来更多的商机，因此提出如下请求。

1 扩大市场开放

(1) 总论

○审批程序的简化

根据“先照后证”，企业设立的期限从29日缩短为4日。该工商部门的程序简化获得了很高的评价，但企业设立后开展业务仍一如既往地需要各种审批手续。比如，对那些因其内容而无法使用的表述没有明确规定，企业在每次申请时都不得不根据有关部门的指示进行修改，导致审批完成需要花费相当多的时间。因此，希望首先明示审批的必要条件，在此基础上，对禁止事项以外的内容可以采取规定年龄限制等国际通行的办法。

此外，开展演出管理或医疗等特别经营项目的业务所需的“经营许可证”仍然很难取得。现在，如果不通过试验区管理委员会相关的咨询公司并向其支付高昂的手续费的话，则很难取得“经营许可证”，因此，希望可以放宽取得“经营许可证”的必要条件，并缩短其办理时间。

○简化服务贸易相关的纳税手续

关于国际间劳务/服务交易，中国企业向外国企业提供服务时，依中国法规本不应课税的流通税有时不会被认定为免税。一般而言，流通税是对该国国内的消费予以课税的，因此只要正常办理手续，原则上是应予以免税的，但实际上免税难以被认可，企业因此增加了额外的资金负担。从为企业减负的角度，希望可以放宽国际服务贸易中与提供服务相关的增值税免税措施的适用条件。

○加强读解宣传力度

在日新月异的中国商业环境下，越来越多的企业在根据时代变化研究开拓新业务时，会把如何利用自贸区的宽松政策考虑在内。

但是，政府公布的大部分相关通告仅限于条文本身，内容不够透明，很多表

述复杂且暧昧，连行业专家也难究其意，这导致企业不得不向有关部门分别具体确认。

因此，希望可以按行业以沙龙的形式召开实务讲座，并派遣讲师。

○内外一致原则

负面清单列举了外资企业在中国（上海）自由贸易试验区内开展业务时，所受限制与禁止的领域范围，我们理解这意味着没有记入负面清单的领域将同时对内外资企业开放，原则上享受同等国民待遇。

然而目前，部分项目并未实行内外一致。例如，就保安服务而言，根据国务院于 2010 年 1 月公布的《保安服务管理条例》，准许为办公室等设施提供警备服务的保安服务公司成立独资企业。但是，由于获得有关公安部门的认可批准十分困难，因此实际上无法开展业务。我们希望能够切实推进实行内外一致原则。

(2) 放宽进口限制

○食品

现在，安全且高品质的日本农产品和水产品正越来越受到中国消费者的欢迎。例如，2012 年 12 月，日本贸易振兴机构对上海市以及上海市近郊的消费者进行了《关于最喜欢吃的外国料理》的问卷调查。据该调查统计数据显示，在欧美、亚洲、非洲的各国料理中最受欢迎的是日本料理，比率约占总数的 25%。

如果放宽进口限制，将能为上海市民带来丰富多彩的日本食材，更加充实市民的饮食文化，使饮食生活的质量也有所提高。同时，在中国国内流通更多的日本进口食品，将盘活物流及卫生管理方面日中两国企业之间的民间合作，有望帮助中国国内的低温运输系统和食品管理系统得到进一步改善。据悉，中国在上海市先行设立自由贸易试验区，为了建立符合国际标准的贸易和投资规则，正在推进简化进口货物的区内运输及检验检疫手续。作为先行先试的环节之一，我们特别希望推进实行放宽、取消在日本食品进口手续方面的这些限制。

○化妆品、医疗用品、护理用品

关于从日本进口的化妆品、医疗用品、看护用品，希望可以进一步试验性地放宽/废除相关进口手续的限制。

○3C 认证

由于办理 3C 认证的提交材料繁多，适用该认证的电机线缆和弱电机类等的进口手续非常繁杂，因此希望可以阶段性放宽 3C 认证。

(3) 旅游业

○缩短期限

据了解，设在自贸区的中外合资旅游公司可自公司成立起 2 年后获批办理中国公民的海外旅游业务，对此希望可以缩短该期限。

○公布细则

目前旅游行业相关的实施细则仍未公布，希望在公布实施细则时，不设出资限制，并追认已在自贸区注册登记的合资旅游公司开展业务。

(4) 建筑业

○取消对外资建筑企业承接项目的限制

由于 100% 外资的建筑企业在承揽工程时会受到限制，不得承揽大规模基建项目和公共设施的工程，因此使得外资建筑企业被困于有限的外资项目市场的激烈竞争当中，无法对中国建筑行业的发展做出充分的贡献。由于外资建筑企业无法承接中资项目，现下一些企业已从中国市场撤出，因此希望通过修改《关于在中国（上海）自由贸易试验区设立外商投资建设工程企业有关事项的通知》（沪建交联（2013）997 号）等，试验性地批准在试验区设立的外资建筑企业承揽中资企业的建设项目。

○放宽建筑业务中资质等级的条件及施工限制

关于外资建筑行业人员的资质证书（建筑业许可证），根据“特级”“1 级”“2 级”“3 级”资质等级的不同，严格规定了相应的资金及技术人员等条件，根据资质等级限制可建设的建筑规模。

目前外资企业无法承接中资项目，不得不苦战在外资项目的市场当中。最近，苏州及常熟等各地提高了该资质等级的条件，外资企业虽拥有技术和创新能力，但事实上却无法参加招标。

因此，希望作为自贸区试验的一环，试验性放宽资质等级等资格条件，使外资企业能够自由参与市场招标。

○放宽设计师的资格条件

由于外资建筑企业事实上无法取得中国国内设计师的资格，海外尖端的设计师无法自由施展才能，因此希望予以考虑放宽设计师的资格条件。

(5) 通信

○进一步开放增值电信业务

日系通信企业共同认为，比起基础电信业务的放宽限制及开放，更加希望进一步放宽以增值电信业务为中心的业务限制。

增值电信业务是一切产业的基础性的信息基础。假如向外资企业进一步开放增值电信业务，外资企业将为中国国内企业提供更加完备和稳定的经营环境，这不仅是制造业，还会进一步促进今后在中国国内不断成长的对中投资的服务业，因此提出如下几点具体希望。

此外，日系通信企业在日本国内等地实现了高速且低价的光纤网、手机通信、云服务世界最高水平的 ICT 环境。如果开放了增值电信业务，日企可以运用在上述环境中钻研出的技术，对中国经济的发展做出贡献。

- 解禁互联网连接服务

（仅限中国国内法规认可的商品）消费者网上购买国外商品的需求不断高涨，此外，国际云服务不断普及，因此希望可以解禁外资企业的互联网连接服务（例：提供网店信息、网上交易、在线应用程序等）。

- 解禁互联网数据中心（IDC）业务

有些企业利用中国国外的数据中心，向中国国内提供各种信息服务，但会发生延误等问题并影响国内企业的经营活动。因此，希望对外资企业解禁包括自贸区内互联网线路在内的数据中心（IDC），从而避免此类问题，利用现有的基础电信业务运营商的现有设备，向数据中心使用者提供更加良好的通信环境，实现中国国内各种信息服务的高度发展。

- 取消通信地域的限制

由于通信服务是基础建设，从事此类服务时需要设备、技术、人员及相应的投资额，假如互联网服务地区仅限在自贸区内的话，会由于成本问题使得企业很难开展通信业务，因此希望允许自贸区内设立的企业在全国开展通信服务。

- 进一步推进增值电信业务相关的具体制度设计并提供信息

目前增值电信业务的具体制度设计在不断改善，希望在根据上述请求进一步推进业务的同时，可以以说明会、资料共享等方式提供信息，使得外资企业可以把握具体能够实施何种业务。

- 解禁 MVNO

目前中国 3 大基础运营商的 MVNO（Mobile Virtual Network Operator：移动虚拟运营商）牌照向部分中资企业解禁，通信行业的竞争更加激烈，对此我们表示由衷的欢迎。为了进一步推进该项业务的发展，希望允许自贸区内设立的外资企业也能开展 MVNO 业务。

（6）出版

○销售公司与流通公司

由于出版社（包括电子书籍）方面存在外资限制，外资企业无法在中国国内设立出版社。此外，流通方面也存在合资等条件的限制，因此希望可以放宽·取消该类限制。

（7）教育

○早教及小中高大学教育行业

现在，政策的放宽仅限于外语及技术教育等职业培训，希望可以放宽对年龄层更低的早教及小中高大学教育行业的限制。例如说准许以独资形式成立企业等。此外，也希望在放宽政策时不要限制地域。

（8）人才中介服务

○独资企业的准入

由于现在对外资人才中介机构设有合资的限制，因此希望可以试验性批准独资企业的参与。

（9）投资管理

○外资企业上市

虽然股份制外资投资企业可以批准设立，但关键对外资企业上市的限制仍未放宽，因此希望可以实施外资企业上市的放宽措施。

（10）生物产业

○取消对生物液体燃料的限制

关于如何应对以大气污染为首的环境问题，使用环境负荷低的生物液体燃料被认为是有效的对策之一。为了引进外国的先进技术，希望取消负面清单上“对 C136 生物液体燃料（酒精燃料、生物柴油燃料）生产的投资限制（中方占多数）”。

（11）对新农村建设的贡献

○构建先进的农村流通网络

为了构建先进的农村流通网络，对中国提出的新农村建设及大规模农村整顿做出贡献，希望取消负面清单上“对 F576 农药、农用薄膜、保税油的批发、运输的投资限制”。

（12）推进跨境电子商务交易

○新企业准入及降低税率

目前的试验性措施为，仅限“中国邮政”及中国海关相关企业可以在跨境电子商务交易中进行个人进口货物的交易。国外商品的电子商务正在蓬勃发展，为了提供更好的物流服务，希望批准包括外国企业在内的一般物流商的加入。此外，为了简化对中国国内消费者的进口关税手续，同时扩大免关税范围，希望扩大对增值税和关税的降税幅度。

(13) 推进资源回收行业

○实施补贴

希望可以明确准入条件从而实现资源回收行业的健全发展，同时希望考虑实施补贴，从而实现培养该行业的目的。

(14) 缩短环境以及安全评估的审批期限

○缩短审批期限

为了缩短与各业务相关的环境以及安全评估的审查期限，希望可以考虑例如将审批权限委托给专业机构等改善措施。

(15) 航空辅助服务

○向外资企业开放

2014年版负面清单中，装卸操控/通信联络及离港操控系统服务、集装箱设备管理服务、旅客及行李服务、邮件服务、飞机坪服务、机内服务等7项地上服务仅向香港·澳门企业开放，希望可以对全部外资企业放宽限制。

(16) 汽车

○汽车的并行进口

关于汽车的并行进口（包括二手车和零部件），在先行先试环节，为了避免影响消费者利益，希望仅准许能妥善处理售后服务、三包及召回等问题的车辆主体实行并行进口。

此外，在制定并行进口政策的实施细则时，希望能让原制造商及销售代理商共同参与研究与审议。

○保税销售

现状是，进口车在通关时需缴纳关税，而作为销售的实际状态，在销售店被征收关税后才得以进货、借入。

为了能尽早向顾客供应廉价车，减轻销售店资金面的负担同样重要。因此，希望允许车的保税销售（销售时支付关税）。

○取消投资比率的限制

目前，汽车制造领域的外商投资被限制在 50%以内。在自由贸易区内建立汽车生产工厂时，希望准许以独资形式进行投资。

○放宽对二手车的出口限制

目前是通过管理出口许可证来限制二手车出口，希望可以试验性放宽该限制。

(17) 扩大对象范围

关于中国（上海）自由贸易试验区，得知把 4 个保税区归纳至试验区，而又听说，物流园区 2 期未被认定为自由贸易试验区。现自由贸易试验区范围狭窄，极力希望扩大其对象范围。

2 海关

在中国（上海）自由贸易试验区中实施的海关改革措施为一线放开、二线高效全面管住，这提高了进出口企业的便利性，这个方向性是值得肯定的，但其中也不乏仅仅是技术性的内容。为了贯彻“大胆尝试、大胆改革”，为企业谋求便利，希望可以最终将一线完全放开，实现自由贸易试验区与港口的一体化及整体应用。在此基础上，关于目前正在实施的海关改革措施及海关现状，提出如下几点建议。

（1）先进区、后报关

○一般企业可适用该政策的港口是有限的，只有特定企业可在浦东机场享受该政策，该政策是不对一般企业开放的。因此，希望不应限于装卸港，使符合条件的所有企业都可以享受先进区后报关的政策。此外，由于现行许可证的取得资格颇高，希望可以予以放宽。

○制度上允许通过简易申报立即提取货物，但由于检验检疫局检查商品需要时间，因此企业无法尽快提货，对此希望予以改善。

○为了谋求更大的便利，希望可以批准混装运输、以及从一般区域进入自由贸易试验区时的后报关。

（2）区内自行运输

○区内自行运输制度在降低企业物流成本方面卓有成效，但仅适用于自由贸易试验区内 4 处海关特殊监管区域之间的运输。为了进一步降低物流成本，希望在同一海关特殊监管区域内、自由贸易试验区与港口间、自由贸易试验区与上海市外的其他地域间的运输也可以适用该制度。

（3）简化报关手续附件

○即使是在无买卖合同或订单的交易中，企业也被一律要求提供材料，对此希望在实际操作中进行改善。

（4）仓库企业网络监管

○由于海关监管网络系统不稳定，会发生因临时维修导致无法报关的情况，也有回应速度急剧下降的时候，因此，希望可以改善该系统。

（5）集中汇总征税

○担保是集中汇总纳税的前提，对此希望将担保的方式从现金扩大到其他资产，

从而缓解资金压力。此外，担保金必须存入在海关指定的银行所开设的账户中，对此也希望可以扩大指定银行的范围。

（6）卡口电子自动化管理

○目前仅针对部分企业实施卡口电子自动化管理，为了防止卡口周围的拥堵并实现顺畅通行，希望进行改善工作，从而使更多的企业能够使用电子自动化管理的卡口。

○目前连接自由贸易试验区内外卡口的卡口仅在规定的时段内可以通行，为了缩短时间，希望实施 24 小时通行。

（7）预计再出口货物的保证金的处理

○将预计再出口的货物临时（保税）进口时，支付保证金后，可以凭再出口完成后取得的报关材料办理保证金的退还手续。但是，自完成出口后到取得该报关材料需要相当一段时间，因此无法在临时（保税）进口许可期限内办理该手续，导致保证金被课税。希望可以改善系统，把临时（保税）进口货物的出口信息与该货物的临时（保税）进口信息联系起来，自动避免课税。

（8）明示废弃处理许可标准

○为了提高可预见性，希望可以明示保税区内保税货物的废弃处理许可标准，并根据该标准判断是否予以许可。

（9）指定保税区内 CFS 企业

○从保税区再出口混装货物时，必须使用海关指定的 CFS 企业，该费用高昂且货物受损的风险大，因此希望可以自由选择 CFS 企业。

（10）经由外高桥保税区的出口交易的增值税退税

○经由外高桥保税区出口的货物，出口方到实际装船时仍无法收到退还的增值税。为了缓解企业的资金压力，希望可以在出口货物进入外高桥保税区时向企业退还增值税。

（11）降低外高桥物流园区的查验率

○外高桥物流园区的海关查验率比其他地区高，特别是服装相关的查验率尤其高。高额的海关查验费用对企业而言也是巨大的负担，因此希望可以降低检查率。

（12）电子零件的分拨

○尽管电子零件报关时可以利用分拨制度在事后申报，提货可尽早实现，但检验检疫局需要时间检查商品，因此实际上提早提货的难度很大，对此希望可以予以改善。

（13）确立事先指示制度

○关于新商品的进口，事先向有关部门询问也没有得到明确的答复，而出口时检查人员的见解也是因人而异。因此，有关进口希望做到，事先可以咨询所需材料以及检验检疫局的检查项目等，并且在实际进口时该事先咨询得到的指示能够作为有效依据。

（14）制度的通知传达等

○在没有事先通知及正式通知的情况下，对海关制度实施变更，会导致混乱产生。因此在变更制度时，希望可以留有充裕的时间，在海关官网上刊登文件以便企业做好准备。此外，一些办事窗口的海关人员还不了解制度的变化，对此希望使职员充分掌握这些新情况。

○关于中国（上海）自由贸易试验区的 23 项报关改革措施，希望可以提供研究具体案例的培训机会。

3 金融

关于中国（上海）自由贸易试验区的金融改革，在“一线放开、二线控制”的方针下，在使自贸区与国外的资金自由流动基础上，限制着自贸区与中国国内其他地区之间的资金流动。我们理解，这和经由香港的资金流动是基本一致的。为了使日资企业更多地进入到自贸区里来，必须明确香港和自贸区的区别，展现出在金融方面自贸区的资金流动比香港更具优势。因此提出如下建议：

（1）FTA 账户

○根据《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）》第 14 条规定，自由贸易账户可以结算经常项目及直接投资项目的跨境资金，而关于自贸区与中国国内其他地区之间资金流动，希望不要通过限制资金用途的方式，而是通过在各银行对资金流动总额设定一定额度超过该额度才予以限制的方式进行管理。

○目前我们了解到，无法通过 FTA 账户从国外借入资金。由于很多日资企业都希望可以在国外以低利率筹措资金，因此，希望可以借入资金，并且在借入资金时不受投注差等的限制。

（2）跨境资金池

○在使用通过跨境资金池取得的资金时，需要根据用途确认相关凭据，因此有反映称使用很不便。因此，希望可以更灵活地使用通过资金池筹措的资金。例如，通过活用现在在外管局认可的评估、定期评估资金池业务等方式，允许优良企业灵活使用资金的制度。

（3）在自贸区从国外借入人民币

○根据《中国（上海）自由贸易试验区扩大人民币跨境使用的通知》的相关规定，在自贸区从国外借入人民币时，是按一定的计算公式（已支付资本×1×宏观审慎政策参数）来进行，而不是按照投注差。但是，由于现在宏观审慎政策参数为 1（已支付资本额已达上限），因此无法满足企业的资金需求。对此，希望可以提高宏观审慎政策参数，增加借款上限额度。

（4）投资金融改革

○关于去年 12 月央行公布的《关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》中提及的金融投资改革，至今未公布细则。在《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）》也按照“一个项目成熟后再推进一个项目”

的原则，规定应与各相关部门另行制定。为了在自贸区建立人民币离岸市场，必须丰富人民币的运用方式，希望尽早确定投资金融改革的细则。

○关于在自贸区内设有据点的企业，其海外母公司的非居民人民币债券（熊猫债），实际上是由区内企业发行的人民币债券，因此希望灵活处理对熊猫债的许可，将其置于外债限制范围外。

○以海外企业为承销方在中国国内发行债券的，海外企业原则上无法直接承销，只有使用 QFII 或 RQFII 的额度来购买。但是，由于该模式实际上是为了从国外借款，因此希望其能在 QFII 或 RQFI 的额度外进行。

（5）人寿保险公司及证券公司的独资企业设立

○由于目前人寿保险公司和证券公司无法以独资形式成立企业，因此其在事业开展时受到了选择幅度的制约。为了向顾客提供更多样的金融服务，希望准许上述公司能够以独资形式设立企业。

（6）外资健康医疗专业保险

○关于设立面向外资的健康医疗保险专业公司，作为整体方案附件的开放措施，明确记载了允许设立外资独资的医疗机构，但由于没有确定细则，所以可以从事何种业务仍不明确。因此，希望尽早确定相关细则。

（7）租赁

○自贸区准许企业兼营租赁业与保理业，从促进保理业发展的角度来看，希望在批准保理债权转卖国外方面采取更灵活的态度。

○现在根据《商务部办公厅关于加强外商投资处置不良资产审批管理通知》及《金融资产管理公司吸收外资参与资产重组与处置的暂行规定》，外资企业很难设立不良资产收购企业，因此希望在自贸区内可以更加便利地设立不良资产收购企业。例如，首先批准自贸区内的保理经营企业从事不良资产收购业务。此外，也希望最终使自贸区外的保理经营企业也能从事不良资产收购业务。

○在中国，如租赁公司是车检证上的所有者，必须取得陆路运输业务许可证，对汽车租赁业务造成了影响。希望准许已在自贸区登记的租赁公司即使在未获得陆路运输业务许可证的情况下也能开展汽车租赁业务。

4 完善法律制度改革

（1） 自贸区内外制度的统一

自贸区内和自贸区外的法律制度的运用和执行不一致，因此希望予以统一。

（2） 注册资本登记制度及企业信用信息公示系统

在日本设立企业时，需按照经日本公证人公证的公司章程中记载的金额向银行汇款，取得银行开具的资本金保管证明书后，将该证明书提交登记机关。该证明书是登记时企业资信的保证。

另一方面，自贸区放宽了注册资本登记条件而使企业的设立程序更为简单，设立时必须向商务部门提交出资证明书的申请。该出资证明书作为企业信用信息公示系统公示信息的重要补充信息，希望将该证明书予以公开。

此外，据悉作为补充企业信息的信息公示系统，工商部门与税务部门之间将的系统将联动运作，但是税务部门的企业信息公示系统仅公开 A 级企业的信息。因此，希望不仅公开前述 A 级企业信息，还应将企业经营活动所涉及的必要信息予以公开。

另一方面，部门间系统联动运作时，其他部门的评估结果是否会影响该部门的评估结果，因此，希望在确保各部门独立审批的前提下实施多部门联动运作。

（3） 统一营业执照样式

自贸区已将营业执照的样式统一为 3 大种类，这点有益于简化手续并缩短所需时间。希望今后可以向全国推行统一营业执照的种类及记载事项。

（4） 行政审批权限的下放

下放行政审批权限是非常正确的举措，希望在解决该试验性政策的问题后，将该政策向全国推广。另一方面，实践中各地实际负责人员的见解和实际运作产生不一致的状况，希望上级政府在下放权限时统一予以解释、制定操作细则。

（5） 一口受理制度

一口受理制度简化了设立手续和缩短设立时间，希望研究出台相关政策进一步提高简便化及高效化运作方法。

（6） 知识产权纠纷解决/援助机制

版权管理可以通过该系统实现高效管理。例如，进入自贸区未报关的商品中含有侵犯商标权的商品的，应该充分考虑该类问题的解决措施，完善相关规定制

度。

(7) 电子营业执照、电子认证系统

期待审批手续可以通过该系统实现高效管理，经过实践检验确认有效的，希望尽早向全国推行。

(8) 税务电子系统

期待和(7)相同的手续可以通过该系统简化程序，因此希望尽早向全国推行。

(9) 外国人的签证·居留手续

《中国(上海)自由贸易试验区条例》第24条规定，为自贸区内企业的外籍员工及中国籍员工、区内企业招聘的外籍出差人员提供出入境及居留的便利。希望尽早制定实施细则予以实施。

以 上

中国（上海）自由貿易試験区要望書

2014年12月19日

上海日本商工クラブ

ジェトロ上海事務所

在上海日本国総領事館

中国（上海）自由貿易試験区が順調に発展し、中国が更に開放を進めていく良好な経済体として、日本ひいては世界の投資者に対して、より公平で透明性のある環境を提供し、益々多くのチャンスをもたらすことを期待しているところ、以下のとおり要望する。

1 市場開放の拡大

(1) 総論

○批准手続きの簡素化

「先照後証」によって企業設立期間が29日から4日に短縮された。この工商部門の手続き簡素化を高く評価する声が多いが、会社設立後に事業展開をするために必要な各種批准手続きの要件は旧来のままである。

例えば、コンテンツ上で使用のできない表現が明文化されておらず、企業は申請毎に担当部局から指導を受けて修正を迫られるため、批准を得るまでにかかなりの時間を要している。このため、まずは審査要件を明文化していただき、その上で、禁止事項以外の内容は年齢制限を科すなどの国際通則に従った措置を採用頂くよう要望する。

また、公演マネジメントや医療など特別経営項目の事業展開のために必要な「行政認可証」取得の困難さも旧来通りである。現状は、試験区管理委員会関係のコンサルタント会社を通じて高額な手数料を支払わないと「行政認可証」の取得が難しく、「行政認可証」の取得の要件緩和及び期間短縮を要望する。

○サービス貿易に係わる納税手続きの簡素化

国際間取引の役務提供に関連して、中国企業が国外の企業に対して役務提供を行った場合に、中国法規上は免税とされるべき流通税である増値税について免税が認められないケースが発生している。本来、流通税は当該国内で消費されたものに対して課税されるべきであるため、手続きを踏めば、原則的に免税が認められる性質のものであるが、免税が認められずに企業にとって追加の資金負担が発生している。企業の負担軽減の観点から、国際間取引における役務提供に係わる増値税の免税措置について免税適用要件の緩和を要望する。

○運用の周知

中国ビジネス環境が大きく変化する中、時代の変化に合わせた新規ビジネスの展開を検討する中で、自貿区での規制緩和措置の活用も視野に入れて真剣に検討する企業が増えてきた。

しかし、当局から公布される関連通達の多くが条文の読み込みだけでは不透明であり、中には記述ぶりが複雑かつ曖昧で業界の専門家ですら理解出来ない条文もあるところ、担当部門に確認しなければならない。

このため、業種を絞ったサロン形式での実務的な説明会を開催したいと考えているところ、同説明会の講師派遣などの協力を賜りたい。

○内外無差別

ネガティブリストとは、外国の企業が中国（上海）自由貿易試験区で事業展開をする際、制限・禁止される分野を列挙したものであり、ネガティブリストに記載がない分野は内資系企業同様に外資系企業にも開放されたことを意味し、原則的に内国民待遇扱いと承知している。

他方で、一部項目では内外無差別が進んでいない。例えば、保安サービスに関して言えば、2010年1月に国務院から公布された「保安サービス管理条例」で、オフィスなどの施設に対して警備サービスを提供する保安サービス会社の独資設立が開放された。しかし、関係部門である公安の認可取得が困難なため、現実的には事業展開が出来ない。内外無差別の扱いを着実に進めていただくよう要望する。

（2）輸入規制緩和

○食品

現在、安全で高品質な日本の農水産品に対する中国人消費者の購買意欲が高まっている。例えば、2012年12月に日本貿易振興機構の実施した上海市及びその近郊の消費者を対象とした好きな外国料理に関するアンケート調査によると、欧米、アジア、アフリカ各国の料理の中で、日本料理をあげる声も高いことがわかっている（約25%）。

輸入規制が緩和されれば、上海の市民に多彩で豊富な日本食材を提供することができるようになり、市民の食文化がより一層充実し、食生活の質の向上にもつながると考えられる。さらに、より多くの日本の輸入産品が中国市場で流通すれば、物流や衛生管理分野で日中両国企業の民間協力が活性化し、中国国内のコールドチェーンや食品管理システムが一段と改善されるなどの効果も期待される。上海市では、全国に先駆けて自由貿易試験区が設置され、国際水準に合致した貿易・投資ルールの整備のため、輸入貨物の区内搬入手続きや検査

検疫手続きの簡素化が進展しているところ、試行措置の一環として、日本からの製品について、輸入手続きに係わる規制の緩和・廃止を進めていただきたい。

○化粧品、医療品、介護用品

日本からの化粧品、医療品、介護用品について、輸入手続きに係わる規制の緩和・廃止を実験的に進めていただくよう要望する。

○3C認証規制

3C認証規制の提出書類が多いため、対象となる電機ケーブルや弱電機器類などの輸入手続きが煩雑であるところ、段階的に規制を緩和いただきたい。

(3) 旅行業

○期間短縮

自貿区設立の中外合資旅行会社の中国国民の海外旅行業務の取扱は企業設立後、2年間待ってから許可されると指導を受けているところ、同期間の短縮を要望する。

○細則公布

旅行分野に関する実施細則が公布されていない状況であるが、実施細則公布の際には、出資規制を設けないなど、既に自貿区に登録した中外合資旅行会社の取組を追認していただくことを要望する。

(4) 建設業

○外資建築企業の受注制限の撤廃

100%外資の建築企業の受注できる工事が限定されており、大規模インフラ工事及び公共工事の受注ができないため、外資系建設企業は外資系プロジェクトという限られたマーケット内で過当競争に陥っており、中国の建設業の発展のために十分な貢献が出来ない状況である。外資系建設企業には中資系プロジェクトの受注が認められない中、中国市場に見切りをつけて撤退する企業も出てきているところ、「中国（上海）自由貿易試験区で外商投資工事企業の設立に関する通知」（沪建交聯（2013）997号）の見直し等を通じて、試験区設立外資系建設企業による中資系企業の建設プロジェクトの受注を試験的に認めていただくよう要望する。

○建築業務における資質等級に基づく資質等級要件の緩和及び施工制限の緩和
外国資本の建設業者の資質証書（建設業許可証）については、「特級」「1級」

「2級」「3級」といった資質の等級ごとに資本金、技術者数等の厳しい要件が課され、資質等級に応じて建設できる建物の規模に制限がある。

中資系プロジェクトの受注が出来ず、苦しい戦いを強いられているにもかかわらず、昨今、この資質等級要件が蘇州や常熟など各地で引き上げられており、外資系企業にとっては技術力やイノベーション力があるにもかかわらず、入札に参加さえできない状況である。

自貿区の実験の一環として資質等級などの資格要件の緩和を実験的に緩和いただき、自由に入札に参加できる市場形成に努めていただきたい。

○設計員の資格要件の緩和

外資建築企業は中国国内の設計員の資格を実質的に取得ができないため、海外の先端的なデザイナーが自由に活動できないところ、設計員の資格要件の緩和を検討いただきたい。

(5) 通信

○付加価値電信業務の一段の開放

日系通信企業の共通の認識として、基礎電信業務の規制緩和や開放よりもむしろ、付加価値電信業務を中心として一段の規制緩和を希望している。

付加価値電信業務は、あらゆる産業にとっての基礎的な情報インフラである。仮に付加価値電信業務が更に外資系企業に開放されれば、中国国内に存する企業の事業環境の更なる整備・安定化に貢献でき、これが、製造業のみならず、今後中国国内において更なる成長が期待されるサービス業の対中投資を一段と促進させると期待される場所、具体的に以下の点につき要望する。

なお、日系通信企業は、日本国内等において、高速で安価な光ファイバ網、モバイル通信、クラウドサービス等、世界最高水準のICT環境を実現しており、付加価値電信業務が開放されれば、その環境整備で培ったノウハウを活用して中国経済の発展に貢献できるものと考えている。

・インターネット接続サービスの解禁

(中国の国内法規で認可された商品に限って) 国外の商品をオンラインショップで購入したいとの消費者のニーズが高まっており、また、国際的にクラウドサービスが普及しつつあるところ、インターネット接続サービス(例: オンラインショップ情報コンテンツ、オンライン取引、オンラインアプリケーション等を提供)の外資系企業への解禁を要望する。

・インターネットデータセンター(IDC)業務の解禁

企業によっては中国国外にデータセンターを利用して、中国国内で各種情報サービスを提供しているが、遅延等の問題が発生し、国内企業の営業活動に支障が生じるケースが見受けられる。こうしたトラブルを回避し、既存の基礎電信業務事業者の既存設備を活用しつつより良い通信環境をデータセンター利用者に提供することで、中国国内での各種情報サービスの高度化を図るため、自貿区内でのインターネット回線まで含めたデータセンター（IDC）の外資系企業への解禁を要望する。

・通信エリア限定の撤廃

通信サービスはインフラ事業であるため、参入する際には、設備、技術、人員など相応の投資額が必要となるが、仮にインターネットのサービスエリアが自貿区内に限定されてしまうということであれば、通信業務は事実上採算が合わずに参入が非常に難しくなるところ、自貿区設立の企業の通信サービスの全国展開を認めて頂きたい。

・付加価値電信業務に係る詳細な制度設計の更なる推進と情報提供の実施

付加価値電信業務については、現在、詳細な制度設計が進みつつあると認識しているが、上記要望事項を踏まえつつこれを更に進めるとともに、具体的にどのような業務が実施可能になるのかが明確に分かるよう、説明会の開催、資料の共有等の情報提供を頂きたい。

・MVNOの解禁

中国3大キャリアのMVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）ライセンスが一部の中資系企業に解禁され、通信分野の競争促進が図られている現状を心から歓迎する。これを更に進めるため、自貿区設立の外資系企業についてもMVNOへの参入解禁を要望する。

（6）出版

○販売会社と流通会社

出版社（電子書籍を含む）について外資規制があり、中国国内で外資が出版社を設立することができない。また流通については、合併等であることが条件となっているところ、当該規制の緩和・撤廃を要望する。

（7）教育

○早期教育や小中高大の就学分野

現状、外国語や技術教育など職業研修の緩和にとどまっていることから、よ

り年齢層が低い早期教育や小中高大の就学分野における規制も、例えば、独資での会社設立の認可などを認めていただくよう要望する。また、規制緩和の際にはエリア制限を設けないようお願いしたい。

(8) 職業仲介サービス

○独資での進出

現状、外資系企業の職業仲介機構は、合併規制が設けられているため、独資での進出を試験的に認めていただきたい。

(9) 投資管理

○外資系企業の上場

株式制の外資系投資会社の設立が認められたが、肝心の外資系企業上場のための規制緩和が実施されていないところ、外資系企業上場のための緩和措置を要望する。

(10) バイオ産業

○バイオ液体燃料の規制撤廃

大気汚染をはじめとする環境問題への対応に関しては、環境負荷の低いバイオ液体燃料の活用が有効な対策の一つと考えられるところ、外国の先進技術を導入するために、ネガティブリスト上の「C136バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）生産への投資制限（中国側がマジョリティ）」の制限を撤廃いただきたい。

(11) 新農村建設への貢献

○先進的な農業流通ネットワークの構築

先進的な農業流通ネットワークを構築し、貴国の掲げる新農村建設及び大規模農業の整備に貢献できると考えられるため、ネガティブリスト上の「F576農薬、農業用フィルム、保税油の卸売、配送への投資を制限」を撤廃いただきたい。

(12) 越境電子商取引の推進

○新規参入の認可と低減税率の導入

越境電子商取引関連における個人輸入貨物の取扱いは現状試験的措置として「中国郵政」及び中国税関係企業に限定されている。国外商品の電子商取引が活発化する中、よりよい物流サービスの提供のため、外国企業を含む一般物流業者の参入を認めていただきたい。また、中国国内の消費者に対する輸入関税

手続きの簡素化のために、関税免税枠を拡大するとともに、増値税や関税に対する低減税率の範囲拡大を要望する。

(13) 資源リサイクルビジネスの促進

○助成金導入

資源リサイクルビジネスの健全な発展のために参入条件を明確化いただくとともに、リサイクルビジネスの育成を目的に助成金導入などを検討いただきたい。

(14) 環境・安全アセスメントの審査期間の短縮化

○審査期間の短縮

各種事業に係る環境・安全アセスメントの審査期間の短縮化のために、専門機関へ許認可の権限を委譲するなどの改善措置をご検討いただきたい。

(15) 航空補助サービス

○外資系企業への開放

2014年版ネガティブリストにおいて、荷役制御・通信連絡及び離港制御システムサービス、コンテナの設備管理サービス、旅客と荷物サービス、メールサービス、機坪サービス、機内サービス等7つの陸上サービスは、香港・マカオ企業に開放が限定されているところ、外資系全般に対する規制緩和も実施いただきたい。

(16) 自動車

○自動車平行輸入

自動車並行輸入（中古車、部品も含む）について、パイロット試行する場合、消費者に不利益が生じないように、アフタサービスや三包、リコール等の問題が発生した時にも、適切に対応できるような業者のみが並行輸入をするようにして頂きたい。

また、並行輸入の仕組みなどを定める実施細則の策定に際しては、検討・審議のプロセスに既存メーカー、Distributorも参画させていただき、実施細則をできる限り早く公布いただきたい。

○保税販売

現状では、輸入車は通関時に関税が課されており、販売実態としては、販売店が関税賦課後ベースで商品仕入れ・借入をしている。消費者に早く廉価な車をお届けするため、自動車の保税販売（販売計上時に関税支払い）を許可して

いただきたい。

○出資比率規制の撤廃

自動車製造分野の外資投資は現在50%に制限されている。自由貿易区で自動車生産工場を作る際には、独資での投資を認めていただきたい。

○中古車に対する輸出規制の緩和

現状、中古車輸出は輸出許可証管理によって規制されているが、同管理の規制緩和を実験的に実施いただきたい。

(17) エリア拡大

中国（上海）自由貿易試験区については、4つの保税区を試験区として位置付けていると認識しているが、一方で例えば物流園区2期は自由貿易試験区として認定されていないとも聞く。現在、自由貿易試験区が手狭になりつつあるところ、ぜひ対象エリアの拡大を要望したい。

2 通関

中国（上海）自由貿易試験区における通関関連改革措置は、一線の開放と二線の効率的で安全な管理を行い、進出企業の利便性を向上させるものであり、その改革の方向性は評価できるが、技術的な内容に過ぎないものも少なくない。「大胆に試し、大胆に改める」ことを実行し、企業にとり利便性をさらに向上させるため、最終的には完全なる一線の開放を行い、自由貿易試験区と港の一体化、一体的運用を行うことが望ましいと考える。その上で、現在実施中の通関関連改革措置や現行の通関の状況について改めるべき点を以下のとおり要望する。

（１）先入区、後通関

○一般の事業者が同制度を利用することができる港は限定され、浦東空港において同制度を利用することができるのは特定の事業者のみとなっており、一般の事業者には開放されていない。積卸港を限定せず、条件に合致するすべての企業が同制度を利用可能とすることを要望する。また、現行では免許取得のための資格要件も高く、その緩和を要望する。

○制度上は簡易な申告をもって即座に貨物を引き取ることが可能とされているが、検閲検疫局による商品検査に時間を要するため、貨物の早期引取りができていないところ、改善願いたい。

○利便性の向上のため、混載便による搬入が可能となるよう、一般区から自由貿易試験区への搬入においても搬入後通関を認めていただきたい。

（２）区内自行運輸

○企業の物流コストを低減させる上で有効な制度であるが、自由貿易試験区を構成する４つの税関特殊監督管理区域間のみの運送に適用が限定されている。更なる物流コスト低減のため、同一税関特殊監督管理区域内、自由貿易試験区と港、自由貿易試験区と上海市外を含む他のエリアとの間の運送についてもその適用を拡大することを要望する。

（３）通関手続付属書類の簡素化

○取引契約書やパーチェスオーダー等が実在しない取引においても、一律に書類の提出を求められるところ、運用の改善を図られたい。

（４）倉庫企業ネットワーク監督管理

○税関監督管理ネットワークのシステムが安定しないため、突然メンテナンスが入り、通関できない事態が発生している。レスポンススピードが著しく低下する事態も発生しており、同システムの改善を要望する。

(5) 集中一括納税

○集中一括納税制度を利用するための前提となる担保について、資金圧力を緩和するため現金のみならず他の資産も広く認めていただきたい。また、担保金を積む口座を税関指定の銀行に開設する必要があるところ、対象となる銀行についても広く認めていただきたい。

(6) ゲートの電子自動化管理

○対象企業を限定して実施しているところ、ゲート周辺における渋滞の発生を抑制し円滑なゲート通行を実現するため、より多くの企業が電子自動化管理されたゲートを利用できるよう改善願いたい。

○自由貿易試験区内外を結ぶゲートの通行可能な時間帯が限定されているところ、リードタイムの短縮を図るため、24時間通行可能とすることを要望する。

(7) 再輸出予定貨物の保証金の取扱い

○再輸出予定貨物を暫定（保税）輸入する場合、保証金の支払いを行った上で、再輸出完了後に取得できる通関書類をもって保証金の返却を行うことができる。しかしながら、当該通関書類を取得するまでに輸出完了後相当の日数を要することから、暫定（保税）輸入許可期限内に当該手続を行うことができず、保証金から課税されるケースがある。暫定（保税）輸入貨物の輸出情報を当該貨物の暫定（保税）輸入情報と紐付けさせ、自動的に課税されないようシステムの改善をお願いしたい。

(8) 廃棄処分許可基準の明示

○予見可能性向上のため、保税区内における保税貨物の廃棄処分許可基準を明示願いたい。その上で同基準に基づく許可不許可を判断願いたい。

(9) 保税区内におけるCFS業者の指定

○保税区内から混載貨物を再輸出する場合、税関指定のCFS業者を利用する必要があるところ、その費用が高く、貨物が損傷を受けるリスクも高いことから、利用するCFS業者の自由化をお願いしたい。

(10) 外高橋保税區經由輸出取引に関する増値税還付処理

○外高橋保税區を經由する輸出貨物について、実際に船積みされるまで輸出者は増値税の還付を受けることができないところ、企業の資金圧力緩和のため輸出貨物の外高橋保税區搬入の時点で増値税の還付を行うことを要望する。

(11) 外高橋物流園区における検査率低減

○外高橋物流園区における税関検査率が他の地域に比べ高く、特にアパレル関係については検査率が著しく高い。高額な税関検査費用も企業にとって大きな負担となっており、検査率の低減を図っていただきたい。

(12) 電子部品の分抜

○電子部品の通関時に分抜制度の利用により、本通関を事後申告で行い貨物の早期引取りが認められているにもかかわらず、検閲検疫局による商品検査に時間を要し、実質的に早期の引取りが困難であるところ、改善をお願いしたい。

(13) 事前教示の確立

○新規商品の輸入について、当局側に事前に問い合わせても明確な回答が得られず、輸出時における検査官の見解も個々人で異なる現状がある。輸入に関し、必要書類や検閲検疫局による検査項目等について事前に照会可能で、その回答が実際の輸入時にも効力を有する事前教示の確立をお願いしたい。

(14) 制度周知等

○通関に関する制度変更が、事前通知・正式通知もない状況で実施されることがあり、混乱を招いている。制度変更を行う場合には、対応準備のための十分な時間的余裕をもって、税関ホームページに文書で掲載する等配慮願いたい。また、窓口の税関職員が制度変更を理解していないケースも散見されるところ、職員に対しても周知徹底願いたい。

○中国（上海）自由貿易試験区における23の通関関連改革措置について、具体事例を踏まえた研修の機会を提供いただきたい。

3 金融

中国（上海）自由貿易試験区の金融関連改革については、「一線は開放し、二線はコントロールする」との方針の下、自貿区と海外との資金の流れを自由にした上で自貿区と中国本土との資金の流れを規制しようとしている。これは、香港を通じた資金の流れと基本的には同様と考えられる。日系企業の立場から自貿区に進出するためには、香港と自貿区の違いを明確にし、金融面において香港を通じた資金の流れより、自貿区を通じた資金の流れの方が使い勝手が良いことを示す必要があると考える。そのうえで具体的には以下を要望する。

（1）FTA 口座

○「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」第14条において、自由貿易口座は、経常項目及び直接投資項目のクロスボーダー資金決済を行うことができるとされているが、自貿区と中国本土の資金のやり取りについては、資金用途を限定して管理するのではなく、各銀行において、自貿区と中国本土間の資金移動総額が一定額以上となる場合に制限をかけるような管理手法にすることを要望する。

○現状、FTA 口座を通じて海外から資金を借り入れることはできないと理解。日系企業からは、海外からの安い金利での資金調達を望む声が多いことから、FTA 口座を利用して海外から資金の借入を可能とし、その際には投注差等の制限をかけずに借り入れができるようにすることを要望する。

（2）クロスボーダープーリング

○クロスボーダープーリングで集めた資金を使用する際には、使用用途に応じたエビデンスを確認する必要があることから使い勝手が悪いとの指摘がある。そのため、クロスボーダープーリングで集めた資金についてはより柔軟な使用を認めることを要望する。例えば、現在外貨管理局にて認定している評価の活用や、一定期間のプーリング業務実績において評価を行うこと等により、優良企業については柔軟な使用を認めるなどの制度設計にしてはどうか。

（3）自貿区における人民元国外借入

○「中国（上海）自由貿易試験区におけるクロスボーダー人民元の使用拡大を支持することに関する通知」において、自貿区において国外から人民元を借り入れる場合、投注差ではなく一定の算出式（ $\text{支払済資本} \times 1 \times \text{マクロプルーデンス政策パラメーター}$ ）によって借入が可能となった。しかしながら、現状、マクロプルーデンス政策パラメーターが1（支払済資本額が上限）となっているた

め、企業の資金需要に答えられていない。そのため、マクロプルーデンス政策パラメーターを引き上げて、借入上限額を増やすことを要望する。

（４）投融資改革

○昨年12月に人民銀行から公表された「金融による中国（上海）自由貿易試験区建設支持に関する意見」で盛り込まれた投融資改革については、未だ細則が公表されていない状況。「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」でも「一項目が成熟したら一項目を推し進める」原則に基づき、各関連部門と別途制定するとされている。自貿区に人民元オフショア市場を創設するためには、集まった人民元の運用方法を多様化させる必要があるため、投融資改革の細則を早急に定めることを要望する。

○自貿区内に拠点を置く企業の海外親会社の非居住者人民元建債券（パンダ債）発行については、実質的には区内企業の人民元建債券の発行であるため、外債枠規制の対象外とし、パンダ債発行の認可も柔軟に認めていただきたい。

○引受先を海外とした中国国内での債券発行については、直接海外企業が引き受けすることは原則として認められておらず、海外企業はQFIIまたはRQFIIの枠を使ってしか購入することができない。しかしながら、当該スキームは実質的には海外からの借入のため、QFIIまたはRQFIIの枠外として柔軟に認めていただきたい。

（５）生命保険会社及び証券会社の外資独資による設立

○生命保険会社及び証券会社については、独資による設立が認められておらず、事業進出における選択の幅の制約となっている。顧客に対する多様な金融サービスを提供するためにも、上記会社の独資による設立の認可を要望する。

（６）外資健康医療専門保険

○外資向けの健康医療保険専門会社設立について、全体方案別紙の開放措置として、外資独資の医療機構の設立を許可することが謳われているが、細則が定められていないため、どのような業務が可能なのか不透明である。本件に関する細則を早急に定めることを要望する。

（７）リース

○自貿区において認められる、リース業とファクタリング業の兼務に関し、ファクタリング業務を促進する観点から、海外へのファクタリング債権の売却を

柔軟に認めるよう要望する。

○現状、《商務部事務局による外商投資企業の不良資産処理に対する審査許可および管理の強化に関する通知》及び《金融資産管理会社が外資企業を吸収し資産の再建や処理を行うことに関する暫定規定》により外資企業が不良資産買取会社を設立することは困難であるが、自貿区においては外資企業が不良資産買取会社を容易に設立できるようにすることを要望する。例えば、まずは自貿区内のファクタリング業者には不良資産買取業務を認めたらどうか。また、最終的には、自貿区以外のファクタリング業者にも、不良資産買取業務を認めることを要望する。

○中国でリース会社が車検証上の所有者となる場合には陸送事業免許等が必要となり、トラックのリース業務の妨げになっている。自貿区に登録されたリース会社については、このような場合でも陸送事業免許等なしでリース業務が出来るように認めていただきたい。

4 法制度改革の改善

(1) 自貿区内外の制度との整合性

自貿区内外の制度上解釈、制度運用について不一致がみられることから、統一した解釈、運用ルールに基づいた対応を要望する。

(2) 登録資本登記制度、市場主体信用情報公示システム

日本で起業する場合、公証人が認めた定款によって定めた資本金を、銀行に送金した際に受領する資本金保管証明書が必要になる。この証明書をもって会社登記上の資金力から見る信用の担保がなされているところ。

一方、自貿区の場合、登録資本登記条件の緩和により容易になった企業設立について、設立にあたっては商務部門への出資証明書の届け出が必要と聞く。この出資証明書は、企業の信用情報を補完する重要な情報であることから、公開を前提とした運用を要望する。

また、企業の信用情報を補うことができる情報公示システムについて、工商部門、税務部門間のシステムの連動はこれからと聞く。また、税務部門においては、Aランクのみが現在開示されていると聞く。そこで、情報公示については、最上ランクの開示のみにとどまらず企業の経営活動にあたり必要な情報を開示いただきたい。

一方で、部門間のシステムを連動した場合、他部門の評価が当該部門の評価に影響を与えないか懸念を感じるころ、各部門の審査独立性を確保したうえでシステムを連動させることを要望する。

(3) 営業許可証の統一

営業許可証が3種類に統一された点については、その手続きを簡素化し、所要時間を短縮できることに対しメリットを感じている。ついでに、営業許可証の種類や記載事項について、全国での統一化を要望する。

(4) 下級部門への権限委譲

下級部門への権限移譲については、非常に有益なものと考えている。試験的に導入し課題が解決された後は、全国レベルの導入を要望する。一方で、担当官の裁量による解釈、運用ルールの不一致などが起きぬよう、権限移譲にあたっては統一した解釈、運用ルールに基づいた対応をお願いしたい。

(5) 一括受理制度

一括受理制度により手続きの簡素化、時間の短縮が図られたと認識している。

更なる手続きの簡素化、効率化を図るべくご検討いただきたい。

(6) 知的財産権紛争解決・支援システム

著作権管理の効率化が期待できると考えているところ。例えば、国内に入った物品のうち未通関の物品の商標が侵害された際どうなるのかなど、具体的な事例を想定したうえでの制度面の充実化を図っていただきたい。

(7) 電子営業許可証、電子認証システム

審査手続きの効率化を期待できることから、有効性が確認できれば全国への早期導入をお願いしたい。

(8) 税務電子システム

(7)と同様手続きの簡素化が期待できるので、早期の全国への導入をお願いしたい。

(9) 外国人のビザ・居留手続き

「中国（上海）自由貿易試験区条例」の第24条では、自貿区内企業の外国籍社員や中国籍社員、区内企業により招聘された外国籍出張者に対する入境、出境、在留に係る便宜を提供する旨記載されているところ、細則の作成、および早期実施を要望する。

以 上